

規程類必須項目確認書

事業名：チームによる支援活動の広域展開
団体名：一般財団法人中部圏地域創造ファンド
過去の採択状況：該当する（ ）内にチェックを入れてください。  ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。 ※該当する団体は規程類の提出は必要ありません。

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

〈注意事項〉  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎後日提出する規程類に関しては、下記の誓約に署名及び印を押印のうえ、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1) 開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(6) 決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定23条、評規11条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款、倫理規程	定22条、倫規5条
<b>● 理事会の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	定26条
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	定26条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1) 開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会規則	定37条、理規2条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定38条、理規4条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定37・38条、理規5条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定38条、理規5条
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定36条、理規16条
(6) 決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定40条、理規8条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定43条、理規13条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款、倫理規程	定40条、倫規5条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3~8条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款、監事監査規程	定28条 監規全条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程	第3条
(2) 報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程	第5条
<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条、第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(7) 個人情報保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条

● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		公募申請時に提出	倫理規程、役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程、正規職員就業規則	倫理5条、利反規2条及び別紙、就業規24条
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	倫理規程第4条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程 正規職員就業規則	倫理5条、利反規全条、就業規24条、25条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会運営基準	コ規7条、コ委基準全条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報（ヘルプライン）規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	全条
● 組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程、業務分掌	事規2条、業務分掌
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理（決裁）		公募申請時に提出	事務局規程	第6～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第1～7条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第15・16条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8・9・10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条・別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款、情報公開規程	定第8・9・23・43条 情規第6条・別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11・15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13～24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3・9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条・別表、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21～24条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～18条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～42条

規程類の後日提出に関する誓約

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

年 月 日

申請団体の名称  
代表者の氏名

印

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、上部で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

一般財団法人中部圏地域創造ファンド定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人中部圏地域創造ファンドと称し、英文では、Chubu Region Creative Development Foundation と表示する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市内に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域や社会の課題解決に向けて活動するNPO等をはじめとする民間公益活動団体及びその実施する民間公益活動に対して、資金的支援や人材育成支援等を行うことを通じて、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な地域社会を創造し、もって中部圏における公益の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) NPO等をはじめとする民間公益活動への資金的支援事業
- (2) NPO等をはじめとする民間公益活動が発展するための人材や団体の研修事業
- (3) NPO等をはじめとする民間公益活動が発展するための調査事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

（財産の拠出）

第5条 設立者は、別表第1の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第11条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が欠けた場合又は第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び計算書類等の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として、毎年事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第19条 理事長は、評議員会の日の前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面により、あるいは政令の定めるところにより評議員の承諾を得て電磁的方法により、招集の通知を発する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（提供計算書類等の電磁的方法による提供）

第20条 理事長は、定時評議員会の招集の通知に際し、提供計算書類等を、法務省令の定めるところにより、電磁的方法で、提供することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録は、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録することとし、議長及び出席した理事が必要に応じこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

（評議員会規則）

第24条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員等

### （役員の設定）

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。代表理事をもって理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、8名以内を業務執行理事とする。

### （役員を選任）

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事会は業務執行理事の中から、副理事長を選任することができる。副理事長は3名以内とする。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### （理事の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

### （監事の職務及び権限）

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### （役員任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、別に評議員会決議により定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（名誉顧問、顧問及び政策委員）

第32条 この法人に、名誉顧問、顧問及び政策委員を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び政策委員は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉顧問、顧問及び政策委員は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。

4 名誉顧問、顧問及び政策委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（取引の制限）

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第34条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

（構成）

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉顧問、顧問及び政策委員の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（開催）

第37条 通常理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合において、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

（決議）

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録することとし、議長及び出席した理事及び監事が必要に応じこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

（理事会規則）

第44条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

（合併等）

第46条 この法人は、評議員会における、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第47条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

### （委員会）

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

### （事務局）

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報保護

### （情報公開）

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### （個人情報の保護）

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第12章 公告の方法

### （公告の方法）

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第13章 附 則

### （設立時の評議員）

第54条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 青木孝弘、岩原明彦、内輪博之、片桐正博、加藤義人、蛇川雄司、新開輝夫、津田正夫、戸田敏行、戸成司朗、福和伸夫、三浦司之、森川高行

### （設立時の役員等）

第55条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 雨森孝悦、稲垣隆司、鵜飼宏成、大西光夫、大野明彦、後藤澄江、小林宏之、鈴木盈宏、服部敦、羽根田英樹、山田雅雄

設立時理事長 稲垣隆司

設立時監事 藤田哲、吉田歌子、鷺野直久

（最初の事業計画等）

第56条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第57条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

（設立者の氏名及び住所）

第58条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 [redacted]

設立者 稲垣隆司

住 所 [redacted]

設立者 大西光夫

住 所 [redacted]

設立者 大野明彦

住 所 [redacted]

設立者 栗田暢之

住 所 [redacted]

設立者 小林宏之

住 所 [redacted]

設立者 羽根田英樹

住 所 [redacted]

設立者 山田雅雄

住 所 [redacted]

設立者 吉田歌子

（法令の準拠）

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人中部圏地域創造ファンド設立のため、設立者は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成30年1月29日

設立者 稲垣隆司

設立者 大西光夫

設立者 大野明彦

設立者	栗田暢之
設立者	小林宏之
設立者	羽根田英樹
設立者	山田雅雄
設立者	吉田歌子

附則（2019年6月15日）

定款第31条第1項及び第2項の変更については、評議員会の決議があった日（2019年6月15日）より施行する。

別表第1 基本財産

設立者	稲垣隆司	現金100万円
設立者	大西光夫	現金60万円
設立者	大野明彦	現金15万円
設立者	栗田暢之	現金20万円
設立者	小林宏之	現金30万円
設立者	羽根田英樹	現金15万円
設立者	山田雅雄	現金50万円
設立者	吉田歌子	現金10万円

## 履歴事項全部証明書

名古屋市中区丸の内三丁目5番16号  
一般財団法人中部圏地域創造ファンド

会社法人等番号	1800-05-017688
名称	一般財団法人中部圏地域創造ファンド
主たる事務所	名古屋市中区丸の内三丁目5番16号
法人の公告方法	電子公告により行う。 <a href="http://www.crcdf.or.jp">http://www.crcdf.or.jp</a> 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成30年2月15日
目的等	<p>目的 当法人は、地域や社会の課題解決に向けて活動するNPO等をはじめとする民間公益活動団体及びその実施する民間公益活動に対して、資金的支援や人材育成支援等を行うことを通じて、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な地域社会を創造し、もって中部圏における公益の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 NPO等をはじめとする民間公益活動への資金的支援事業</li> <li>2 NPO等をはじめとする民間公益活動が発展するための人材や団体の研修事業</li> <li>3 NPO等をはじめとする民間公益活動が発展するための調査事業</li> <li>4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
役員に関する事項	評議員 青木孝弘
	評議員 岩原明彦
	評議員 内輪博之
	評議員 片桐正博
	評議員 加藤義人
	評議員 蛇川雄司

評議員	新 開 輝 夫	
評議員	津 田 正 夫	
評議員	戸 田 敏 行	
評議員	戸 成 司 朗	
評議員	福 和 伸 夫	
<u>評議員</u>	<u>三 浦 司 之</u>	令和 1年 6月 2日死亡 令和 1年 6月 24日登記
評議員	森 川 高 行	
<u>代表理事</u>	<u>稲 垣 隆 司</u>	令和 1年 6月 15日退任 令和 1年 6月 24日登記
<u>代表理事</u>	<u>稲 垣 隆 司</u>	令和 1年 6月 18日就任 令和 1年 6月 24日登記
理事	雨 森 孝 悦	
理事	雨 森 孝 悦	令和 1年 6月 15日重任 令和 1年 6月 24日登記
<u>理事</u>	<u>稲 垣 隆 司</u>	
理事	稲 垣 隆 司	令和 1年 6月 15日重任 令和 1年 6月 24日登記

<u>理事</u>	<u>鵜飼 宏成</u>	
理事	鵜飼 宏成	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>大西 光夫</u>	
理事	大西 光夫	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>大野 明彦</u>	
理事	大野 明彦	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>後藤 澄江</u>	
理事	後藤 澄江	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>小林 宏之</u>	
理事	小林 宏之	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>鈴木 盈宏</u>	
理事	鈴木 盈宏	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記
<u>理事</u>	<u>服部 敦</u>	
理事	服部 敦	令和 1年 6月15日重任
		令和 1年 6月24日登記

	理事	羽根田英樹	
	理事	羽根田英樹	令和 1年 6月15日重任 令和 1年 6月24日登記
	理事	山田雅雄	
	理事	山田雅雄	令和 1年 6月15日重任 令和 1年 6月24日登記
	監事	藤田哲	
	監事	吉田歌子	
	監事	鷺野直久	
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。） 、監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。		
登記記録に関する事項	設立		平成30年 2月15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 6月28日  
 名古屋法務局  
 登記官

松田美香

